

# 御影山手まちづくり協定の届出について

## 届出が必要な行為

1. 建築物その他の工作物の新築・増築・改築・用途の変更
2. 土地の区画形質または用途の変更
3. 良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採

※建築確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！

### ・届出は、建築確認申請の前に届出してください！

建築確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに届出してください。

### ・建築確認申請に、「まちづくり協定に係る地区内における行為の届出に関する適合（不適合）通知書〈はがき〉」の添付等の必要はありません。

（上記「適合（不適合）通知書〈はがき〉」の受領前に、建築確認申請を行うことができます。）

### ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、上記「適合（不適合）通知書〈はがき〉」の写しが必要です。

## 届出先

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目 1-30 三宮国際ビル  
神戸市都市局まち再生推進課  
「御影山手まちづくり協定」担当  
電話 (078) 595-6731

※郵送、持参ともに受付しています。発送後、1週間程度が経っても担当者からの電話がない場合は、確認のため、お手数ですが当課までご連絡ください。

## ★届出についての注意事項★

- ・全ての届出について、御影山手まちづくり協定委員会に、届出者または代理人より届出内容の説明をお願いしています。届出をされる方は必ずまちづくり協定委員会までご連絡をお願いします。
- ・まちづくり協定委員会の日時は原則として、毎月第3木曜日 19:00から御影山手自治会館（住所：御影山手 3-3-1）にて行います。

・協定委員会への説明等の詳細については  
「御影山手まちづくり協定委員会」に直接問い合わせてください。  
※連絡先については、届出時に別途お知らせします。

\*まちづくり協定委員会への説明が遅れると、「適合（不適合）通知書〈はがき〉」の発行も遅れますので早めにご連絡をお願いします

## ■神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例に基づく届出書類と届出先

届出先	神戸市都市局まち再生推進課
届出していくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協定に係る地区内における行為の届出・変更届出書（共通様式）</li> <li>・適合（不適合）通知書 〈はがき〉 ※切手を忘れずに！</li> <li>・御影山手まちづくり協定に係る地区内における行為の概要書</li> <li>・図面（届出書裏面に記載のものに加え、協定第8条への適合が確認できる図面（敷地断面図など））</li> <li>・現況写真</li> </ul>
届出部数	1部

※第9条ただし書き適用の場合は、証明できるもの（登記簿等）により確認しますので、控えを添付ください。

## ■協定委員会説明時に必要な書類（参考）

説明時に 必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御影山手まちづくり協定の区域内における行為の概要書</li> <li>・立面図及び協定第8条への適合が確認できる図面（敷地断面図など）</li> <li>・現況写真</li> </ul>
届出部数	現況写真 2部（A3），その他は15部（協定委員会当日持参）

※プロジェクト等の使用による説明については、御影山手まちづくり協定委員会へご相談ください。

※概要書・図面等の個人情報は、届出者で判断いただいた上、ご用意ください。

※説明時に必要な図面や部数等については、協定委員会に連絡時に再度ご確認ください。

## ■まちづくり協定の関連書類

・パンフレット	
・まちづくり協定に係る地区内における行為の届出・変更届出書（共通様式）※裏面に届出する図面等記載	
・まちづくり協定に係る地区内における行為の完了・中止・廃止届出書（共通様式）	
	※必要に応じて届出は、市へ1部のみ
・御影山手まちづくり協定に係る地区内における行為の概要書	
・適合（不適合）通知書 〈はがき〉	
「行為の届出・変更届出書」「完了・中止・廃止届出書」「行為の概要書」「適合（不適合）通知書（はがき）」の様式は窓口・インターネットで入手できます。	
インターネットで検索「神戸市まちづくり協定」	
	↓
	「御影山手地区まちづくり協定」
	（ページ下部にPDF形式・エクセル形式で掲載）